



令和6年7月11日

「クーリングシェルター」を開設します！

『熱中症特別警戒アラート』が発令されたときは
市内の“26施設”を開放します！！

熱中症対策の一層の強化を図るため、令和6年4月1日に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律（改正気候変動適応法）」が施行されました。

改正気候変動適応法では、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す「熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）」が法定化されるとともに、市町村長は指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を指定することができ、熱中症特別警戒情報が発表された場合は当該クーリングシェルターを開放することが義務付けられました。

これを受けて、本市におきましては市有施設、民間施設と調整を行い、クーリングシェルターを指定することになりました。

記

1 施設の開放期間（熱中症特別警戒情報の発令期間）

令和6年7月～10月23日（水）

（毎年4月第4水曜日から10月第4水曜日まで）

2 熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）

県内の9つの情報提供地点全てにおいて、翌日の日最高暑さ指数が35以上となることが予測される場合に発表されます。

3 彦根市の指定施設

(1) 市有施設

施設数：24施設

市役所本庁舎、福祉センター、くすのきセンター、子どもセンター等

受入可能人数：247人



(2) 民間施設

施設数：2 施設

四番町スクエア（本町）、障害者支援施設 彦根学園（高宮町）

受入可能人数：18 人

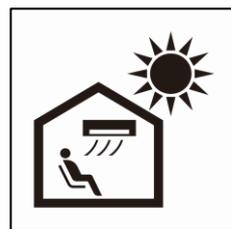
(3) 開放可能日等

上記(1)(2)ともに、通常の施設の開館時間内での対応になります。

※詳細は、彦根市ホームページで公開しています。

4 施設の対応内容

- (1) 適当な冷房設備がある空間の確保。
- (2) 避暑目的で来られる市民の受入れ。
- (3) 飲物等の提供は想定していません（緊急時を除く）。
- (4) 出入口等にクーリングシェルターマーク／ロゴマークを掲示します。



5 情報伝達

熱中症特別警戒アラートは環境省から前日 14 時頃に発表、彦根市メール配信システムにより市民に通知します。「彦根市メール配信システム」の市民向けメール配信の登録をお願いします。

6 広報ひこね掲載号 7 月 1 日号

問合せ先

健康推進課 健康総務係 担当：北村

電話：0749-24-0816 FAX：0749-24-5870

E-mail：kenko@ma.city.hikone.shiga.jp